

○大田原市ホームページ広告掲載取扱要領

(平成23年11月1日)  
改正 平成29年4月1日  
令和4年4月1日  
令和6年4月1日

(趣旨)

**第1条** この要領は、市がインターネット上に公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、大田原市広告事業実施要綱(平成23年告示第98号)及び大田原市広告事業掲載基準(平成23年11月1日実施)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

**第2条** 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載場所)

**第3条** 広告の掲載場所は、市ホームページ中の市長が指定する場所とする。

(掲載期間)

**第4条** 広告の掲載期間は、1月を単位とし、月の初日から末日までとする。

2 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）が1回の申込みで申込みをできる広告掲載の最長期間は、連続する12月とする。

(広告掲載料)

**第5条** 広告を掲載するための料金（以下「広告掲載料」という。）は、1枠につき別表のとおりとする。

2 申込者は、第9条第1項の規定による広告掲載の決定を受けたときは、掲載が決定された期間分の広告掲載料について、事前一括して納付しなければならない。

(広告デザイン等の費用)

**第6条** 広告のデザイン、作成等に要する費用は、申込者の負担とする。

(掲載停止時の広告掲載料返還及び補償)

**第7条** 申込者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し広告の掲載が一定期間停止する場合には、当該停止に基づく広告掲載料の返還、損害の補償等を市に請求することができないものとする。

- (1) 市のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等
- (2) 天災その他の災害

(3) 悪意を持つ第三者によるサーバその他市のコンピュータへの不正アクセス

(掲載の申込み)

**第8条** 申込者は、大田原市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に氏名、住所、ホームページアドレス等を記入し、広告原稿等を添付して、掲載を希望する日の1月前までに市長に提出するものとする。ただし、広告原稿はメール送信又は市長が指定する方法により提出するものとする。

(掲載の可否の決定)

**第9条** 市長は、前条の申込書の提出を受けた場合は、原稿等の内容を精査し、掲載の可否を決定するとともに、その結果を大田原市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、必要な条件を付し、及び広告の仕様の修正等を指示することができるものとする。

(広告主の義務)

**第10条** 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、住所、連絡先等に変更を生じる場合

(2) 広告原稿、リンク先ホームページアドレス等に変更を生じる場合

(3) 広告を取り下げる場合

2 前項第2号に該当する場合においては、広告主は市長が指定する期日までに、大田原市ホームページ広告掲載変更申込書（様式第3号。以下「変更申込書」という。）を提出しなければならない。ただし、広告原稿を変更する場合は、変更申込書の提出の際に変更後の広告原稿を添付するものとする。

(複数広告申込の禁止)

**第11条** 申込者は、同じ期間に2つ以上の広告を申し込むことはできないものとする。

(掲載枠への広告掲載数)

**第12条** 市長は、一つの広告掲載枠に一つの申込者の広告を掲載するものとする。

(画像の仕様)

**第13条** 一つの広告掲載枠に掲載する広告原稿の画像の仕様は、次のとおりとする。

(1) サイズは、縦50ピクセル、横150ピクセルとし、容量は4キロバイト以内とする。

(2) 形式は、G I F又はJ P E Gとする。

(3) 背景と文字とのコントラストを十分にとり、解像度についても文字等が鮮明に見えるように配慮するものとする。

(委任)

**第14条** この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から実施する。

附 則（平成29年4月1日）

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和4年4月1日）

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の実施の際この規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和6年4月1日）

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

・別表（第5条関係）

広告掲載料

| 掲載期間  | 金額      |
|-------|---------|
| 1月    | 5,000円  |
| 6月連続  | 25,000円 |
| 12月連続 | 50,000円 |